

群馬県手話施策推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、群馬県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、群馬県手話言語条例（平成27年3月20日条例第22号）の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるに当たり、有識者及び関係団体の意見を十分反映するための協議の場として設置する。

(委 員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうち、15人以内の委員で構成する。

- (1) 聴覚障害者団体の代表者
- (2) 手話通訳者、手話サークル、教育等の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 市町村意思疎通支援担当の代表者
- (5) 関係機関の職員等

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(協議事項)

第5条 協議会は、実施計画の策定等を行うために必要な事項について、専門的見地等に基づき協議を行う。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(事務局)

第7条 事務局は健康福祉部障害政策課、教育委員会特別支援教育室に置く。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から適用する。